

# 村上市エネルギーコスト負担軽減支援金

## 【申請要領】

問い合わせ先：村上市地域経済振興課 TEL 0254-75-8942（直通）

### 1 制度の目的

本制度は、エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内事業者の事業の継続を支援するため、その負担の一部を軽減することにより、継続的かつ円滑な企業活動を支援することを目的としています。

### 2 制度の概要

#### 1. 支給対象者の要件

支援金の支給対象者は、以下の（1）～（3）の要件をすべて満たす者です。

**（1）市内に事業所等を有する法人、個人等である**

※事業所等とは、事業の実態を有する事務所、店舗又は工場をいう。

**（2）市内事業所等で事業収入が200万円以上ある**

※事業収入とは、法人等にあつては直近の確定申告に係る事業所等の売上高をいい、個人にあつては令和6年分の確定申告の事業収入に係る営業等の収入額をいう。

※ただし、個人においては、農業、漁業、不動産、林業（山林所得）、雑所得（シルバー人材センターの分配金等）は含まない。

**（3）申請日時点において、以下の要件を全て満たしていることが必要です。**

- ①令和7年3月31日時点で事業を行っており、申請日時点で今後も事業継続の意思があること
- ②市税の滞納がないこと
- ③国及び地方公共団体その他公共団体が設立した事業者及び国、地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している事業者でないこと
- ④村上市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しないこと。また、当該暴力団等と密接な関係を有していないこと
- ⑤申請年度及びその前年度において、以下の補助金等の交付を受けていないこと
  - ・村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金
  - ・私立保育施設等物価高騰対策緊急支援金
  - ・病院に対する物価高騰対策緊急支援金
  - ・村上市稲作経営緊急支援事業補助金
  - ・畑作経営緊急支援事業補助金
  - ・飼料等価格高騰対策緊急支援金
  - ・村上市漁業者事業継続支援補助金

ただし、村上市介護・福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱に規定する介護サービス事業所等は、同支援金の交付額が本支援金の額に満たない場合は、その差額を受給できます。

## 2. 支給対象とならない事業者

上記(1)～(3)の要件を満たす場合でも、以下に該当する者は対象外です。

(1)	市外に本店・本社を有し、チェーン店方式により11以上の直営店で卸売・小売業、飲食サービス業等を営む者
(2)	市外に本店・本社を有し、特定連鎖化事業（いわゆるフランチャイズ）に該当又は類似すると認められる事業を営む事業者（加盟店は含まない。）
(3)	法人等のうち、収益を伴う事業を行っていない者
(4)	その他、以下に該当する者
	① 宗教法人
	② 商工会議所、商工会
	③ 郵便業を営んでいる事業者
	④ 金融業（農業協同組合、漁業協同組合の金融部門を除く）を営んでいる事業者
	⑤ 保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）を営んでいる事業者
	⑥ 娯楽業のうち風俗関連営業を営んでいる事業者
	⑦ 競輪・競馬等の競争場・競技団を営んでいる事業者
	⑧ パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場を営んでいる事業者
	⑨ 芸ぎ業、芸ぎ周旋業を営んでいる事業者
	⑩ 場外馬券売り場及び場外車券売場を営んでいる事業者
	⑪ 競輪競馬等予想業を営んでいる事業者
	⑫ 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）を営んでいる事業者
	⑬ 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行う者
	⑭ 易断所・観相業を営んでいる事業者
	⑮ 相場案内業を営んでいる事業者
	⑯ 宗教、政治、経済団体
	⑰ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を営んでいる事業者（ただし、同条第1項第1号及び第2号に規定する飲食店を除く）
	⑱ その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業者

## 2. 支援金の額

支援金の額は、以下の事業収入額により区分し、支給します

区分	事業収入	支援金の額
①	200万円以上 400万円未満	5,000円
②	400万円以上 800万円未満	10,000円
③	800万円以上 1,200万円未満	20,000円
④	1,200万円以上 1,600万円未満	30,000円
⑤	1,600万円以上 2,000万円未満	40,000円
⑥	2,000万円以上	50,000円

※事業収入とは、法人等にとっては直近の確定申告に係る事業所等の売上高をいい、個人にとっては令和6年分の確定申告の事業収入に係る営業等の収入額をいう。

※ただし、個人事業主においては、農業、漁業、不動産、林業（山林所得）、雑所得（シルバー人材センターの分配金等）は含まない。

### 3 申請手続き

#### 1. 申請受付期間・方法

受付期間：令和7年4月1日（火）～令和7年6月30日（月）

申請方法：郵送又は持参 ※令和7年6月30日までの消印有効

提出先：村上市 地域経済振興課（〒958-8501 村上市三之町1番1号）

#### 2. 申請時必要書類

1. 村上市エネルギーコスト負担軽減支援金支給申請書（様式第1号）

2. 事業所等確認書（別紙1）

※市内に複数の事業所等を有する場合

※市外に本店・本社があり、市内に事業所等を有する場合

3. 事業収入を証する資料

・法人等：直近の事業年度の法人事業概況説明書、売上高等の事業所別内訳書<sup>⑬</sup>

・個人：令和6年分〔青色〕所得税青色申告決算書

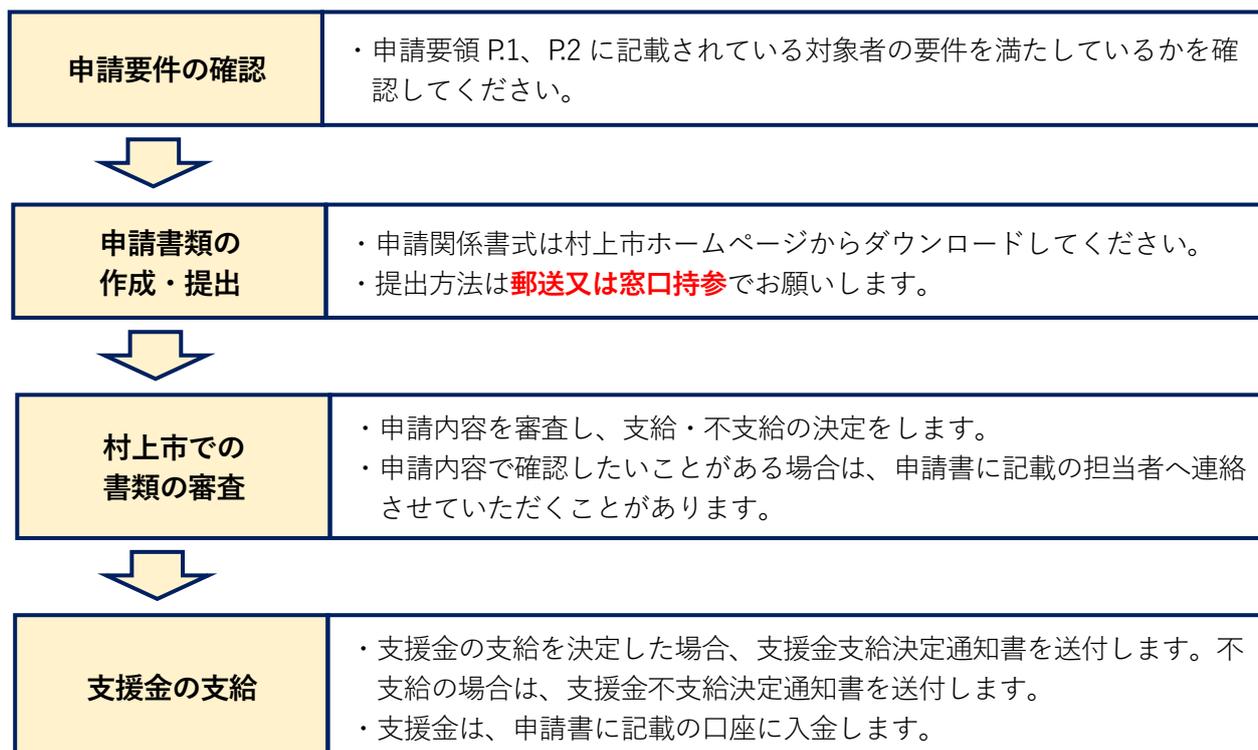
〔白色〕収支内訳書

4. 振込先が分かる書類（通帳の写し等）

※必要書類の例は『（参考）必要書類例』を参照してください。

### 4 申請手順

#### ●申請から支給までの流れ



## 5 注意事項

- ① 申請書類の不備又は申請内容に不明な点があれば電話等により内容を確認させていただくことがあります。
- ② 本支援金の支給決定後に要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消すとともに、支援金を返還していただきます。
- ③ 申請書類に記載の情報を公的機関（保健所・税務当局・警察等）に提供する場合がありますので同意のうえ申請願います。
- ④ 本支援金は、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。
- ⑤ 本申請で記入していただいた申請者情報を市からの情報提供等に使用させていただく場合がございます

## 6 その他・お問い合わせ先

申請に必要な書類のダウンロードや詳細事項は、村上市ホームページをご覧ください。

✓ ホームページ

村上市 エネルギー負担軽減支援金

検索

✓ お問い合わせ先

村上市役所 地域経済振興課 経済振興室

TEL：0254-75-8942（直通）

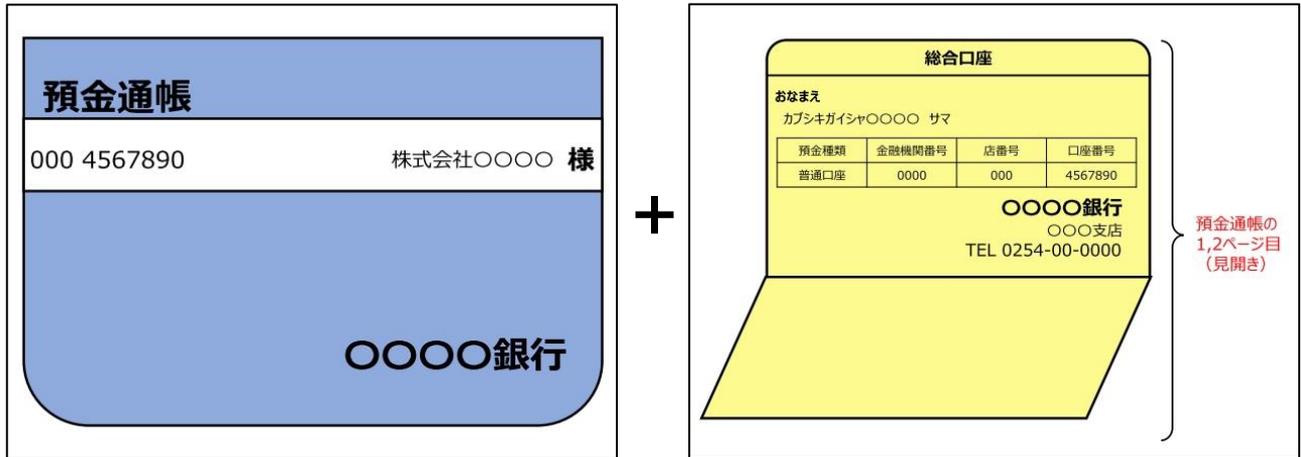
FAX：0254-53-3840（代表）

Eメール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp





●振込先が分かる書類（通帳の写し）



●振込先が分かる書類（通帳がない場合）

- ・当座預金で冊子としての通帳がない場合は、当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書など、通帳に相当する証拠書類を提出してください。
- ・インターネットバンキング等で冊子としての通帳がない場合は、口座内容を印刷したものや金融機関が発行する口座証明書などを提出してください。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードや通帳のコピーを提出してください。

▽ゆうちょ銀行 HP : [https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj\\_sk\\_fm\\_kz\\_1.html](https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html)  
(画面サンプル)

